

床上操作式クレーン運転技能講習について

(労働安全衛生法 第61条、同法施行令 第20条第6号)

天井クレーンや橋形クレーン、ジブクレーンなど生産現場や港湾などで多く使われているクレーンの中で、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンが床上操作式クレーンです。つり上げ荷重 5 トン以上の床上操作式クレーン運転業務については技能講習を修了した者でなければ従事できません。

【受講資格】

満18歳以上

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	床上操作式クレーン運転に関する知識	6時間
	原動機及び電気に関する知識	3時間
	床上操作式クレーン運転に必要な力学に関する知識	3時間
	関係法令	1時間
	修了試験	1時間
実 技	床上操作式クレーンの運転 床上操作式クレーンの運転のための合図	7時間
	修了試験	1時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義及び修了試験(日本語(漢字含む))となります。

【修了証】

全ての講習を受講し、修了試験に合格すると、修了証を交付いたします。

【講習の一部免除】

次の資格を有する方は受講申込時に免除申請をすれば、受講科目の一部が免除されます。
(申込時に資格の写しの提出が必要です)

一 部 免 除 対 象 者	受 講 免 除 科 目
① クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、デリック運転士免許、又は揚貨装置運転士免許を受けた者	・運転に必要な力学に関する知識
② 小型移動式クレーン運転技能講習、又は玉掛け技能講習を修了した者	